

法学部FDの現状と課題

2010/12/08
法学研究科教授
高木 光

1. 法学部FDの現状

(1) 学生アンケート

- 学期末試験時に授業に関するアンケートを実施
- 学部FDWG ⇒学部教務委員会 で分析
- 学部FD会議(教授会メンバー)で報告討論
- 各教員には担当科目についてのアンケート結果を通知

法学部FDの現状(続)

(2) 学生の科目履修状況の調査分析

- 4つのタイプ:
4年で卒業するか×実定法科目中心か
- 「七法貴族」:4年で卒業して法科大学院2年コースに進学し、新司法試験に一発合格(「法学部6年制」のモデル?)

2. 法学部FDの課題

(1) 法学部教育のあり方についての共通了解の欠如?

「知の共同体型」:帝国大学の伝統

「自動車学校型」:文部科学省の方針?

「レジャーランド型」

(2) 法科大学院FDとの落差

「少人数教育」+「対話型の授業方法」(?)

新司法試験の合格率競争

参考1: 林研究科長平成22年度 入学式挨拶から抜粋

●マスコミ等でも報じられておりますように、とくに21世紀に入ってから、大学や法学部を取り巻く環境が大きく変化しています。組織面をみただけでも、文部科学省の傘の下にいた国立大学から離れることになった2004年の法人化、専門職大学院を創設した2004年と2006年というように、私たちは変化に対応してきましたが、これらの変化は、実質的にも、財政を含めた学部管理運営、教育内容やその機能、外部評価による社会に対する説明等々の点においても、今までの対応の再検討や見直しを迫る点をも含むものであります。

特に専門職大学院は、高度職業人の養成を目的とするものであり、私ども教員は、基本的には法学部と大学院の両方で教育に当たる体制をとっており、新しいタイプの授業方法による教育も含めまして、これまで以上に精力的に取り組んでいるところです。法科大学院につきましては、つい先日、第5期目の修了生として187人を送り出し、この4月には新たに166名の方々をお迎えしました。皆さんの中にも、京都大学法科大学院を目指して入学された方が多いのではないかと思います。

また、もう一つの専門職大学院としての公共政策大学院は、法学研究科と経済学研究科の協力の下に開設されましたが、つい先日、3期の修了生として42名を送り出し、新たに36名をお迎えしました。

講義と自学自修

●こうした新しい動きにも関連して、法学部の教育カリキュラムの見直しがなされ、学部では高度な専門的学術を涵養することに重点を置くというよりも、むしろ、基礎的・基本的な知識の着実な習得ということに重点が置かれるようになってきております。他方で、学部教育そのものの再検討が要請され始めてもおり、この点も含めて今まで以上に精力的に教育に取り組まねばなりません。

●もちろん、皆さんにとっては、それぞれの授業の担当教員の講義をよく聴くことが、学修の基本中の基本であることは言うまでもありませんが、同時に、京都大学の教育の基本理念である、対話を根幹とした自学自修の精神にのっとり、カリキュラムに沿って自分で予習・復習をすることによる自由討究ということが、法学部においても従来からの一貫した基本方針です。

教養 vs 技術

●自ら考えるためには、諸君のような若いうちに是非、法学や政治学だけではなく、哲学や文学をはじめ、自然科学も含めた幅広い分野に対しても、できるだけ広い関心をもって、書物等を通じて、幅の広いまた深い教養を身につけていただきたい。今朝の総長の言葉にもありましたように、これは迂遠な道に見えて、実はそれが将来の皆さんの血となり肉となるのだということを肝に銘じておいてください。

換言しますと、皆さんの多くは、法科大学院を目指そうとしていることと思いますが、だからといって、最初から狭い意味の法律学・政治学だけを学ぶことは避けて欲しいものです。紀元前後の古代ローマの著名な修辞学者のQuintilianusは、「悟性こそが真の法律家を創る」と喝破し、修業時代に狭義の法律学だけを学ぶことに警鐘をならし、技術だけを身につけた者を「三百代言の技術屋」という言い方をして、幅広い知識、そして知恵や知性をもつに至った者だけを法律家、すなわちラテン語で*iurisconsultus*と呼んで明確に概念上区別し、尊敬の対象としています。皆さんにはそういう環境が整えられているはずですから、是非、慌てずにじっくりと深い教養を身につけてほしいと考えます。

参考2: 高木光『プレップ行政法』(弘文堂・2005年) 「六法に入れてもらえぬ行政法」から「六法の要を占める行政法」へ

- 注1:
「六法」とは、憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法をいう。「基本六法」ともいう。

「ポケット六法」「小六法」「六法全書」などというときの「六法」は、多くのルールという意味。
現在の日本で通用している法律は約1800、そのうちの大半は行政の組織と作用にかかわるもの。
＝「六法の半分分補る行政法」

- 注2:
「七法」とは、「六法」に行政法を加えたもので、法科大学院のカリキュラムにおいて基幹科目とされとともに、新司法試験の必須科目とされている。

論文試験における配点は、公法系(憲法、行政法):民事系(民法、商法、民事訴訟法):刑事系(刑法、刑事訴訟法):選択科目=2:3:2:1
短答試験における配点は、公法系:民事系:刑事系=2:3:2

平成22年度新司法試験結果	135/277	合格者合計/受験者合計	(全体 2074/8163 合格率 25.41%)
1+0+6+20+92=119/193	2年コース		(合格率40%超は、慶応、一橋、東京、京都、千葉
0+4+ 5+ 7=16/84	3年コース		北海道、中央の7校)
			(合格者数、東京201、中央189、慶応179、
			京都135、早稲田130、明治85、大阪70、一橋69)

また、京都大学法科大学院の2年コース入試は7科目(発足当時は4科目)を課している。配点は、憲法:民法:刑法:商法:民事訴訟法:刑事訴訟法:行政法=2:2:2:2:1:1:1
定員160(125+35)←200(140+60)

- 注3:
法学部の専門科目は、「実定法科目」「基礎法科目」「政治系科目」に大別できる。
現在の日本で通用しているルールについて学ぶ「実定法科目」の中核が、「七法科目」である。